

令和4年10月17日

お客さま各位

沼津信用金庫

代金取立手数料の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年11月4日(金)に設立される電子交換所での手形・小切手の交換業務開始に伴い、手形・小切手の取立方法が変更となることから、代金取立手数料を改定させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、変わらぬお引き立てをお願い申し上げます。

記

1. 代金取立手数料の改定について

(1)改定日

令和4年11月4日(金) 受付分より

(2)改定内容

改定前		
即日入金 できるもの	同地区(当所)および当金庫分	無料
	同地区外(広域)他行庫	880円
即日入金 できないもの	当金庫分(自店・僚店)	550円
	同地区(当所)他行庫	
	同地区外(広域)他行庫	1,100円
	個別取立(郵送料含む)	

改定後		
電子交換	即日入金できるもの	無料
	期日管理を要するもの	550円
個別取立 (※)	1,100円	

(※)電子交換所に参加しない金融機関を支払場所とする場合などの手数料

2. 電子的な決済方法への移行について

金融界は政府で閣議決定された「約束手形の利用廃止」と「小切手の全面的な電子化」に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。お客さまにおかれましても、電子記録債権(でんさい)やインターネットバンキング等の電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

3. 本件に関するお問い合わせ

ご不明な点がございましたら、本支店窓口までお問い合わせください。

以上